

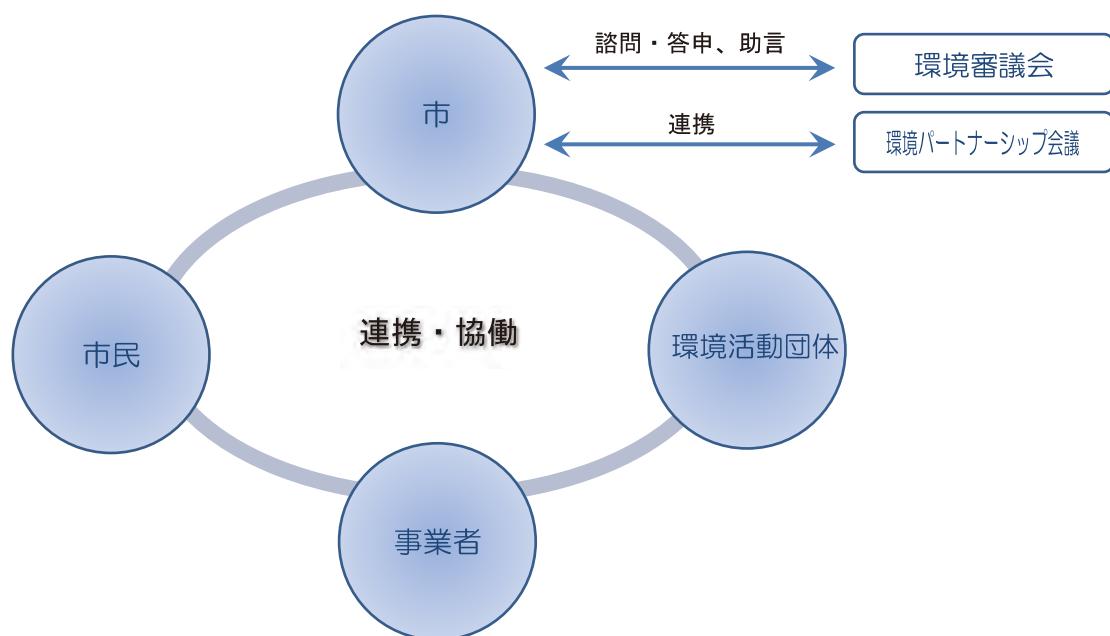
第5章 進行管理

1. 計画の推進体制

本計画を総合的かつ計画的に推進していくためには、市民、環境活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を認識するとともに、各主体の協働のもと、本計画に掲げる取組を推進し、定期的にその結果を点検・評価しながら、より良い取組へとつなげていくことが重要です。

このような考え方から、本計画の推進に当たっては、市関係各課の連携及び施策の調整を図りながら、本計画に掲げた具体的な取組の着実な推進及び進行管理を行うこととします。

また、環境施策については、「八代市環境パートナーシップ会議」をはじめ、市民、環境活動団体及び事業者との連携を図るとともに、環境に関する専門的な事項や環境行政全般にわたる事項などについては、「八代市環境審議会」への諮問などを通して、客観的な意見や技術的な助言を求めることとします。



- 市は、関係各課が連携し、計画的に環境保全施策を推進します。
- 市民、環境活動団体及び事業者は、本計画に掲げられた「具体的な取組」を参考に、日常生活や事業活動に伴う環境負荷の軽減や環境保全行動を実践します。

「人と自然が調和するまち やつしろ」の実現

2. 計画の進行管理

環境マネジメントシステム（P D C Aサイクル）の考え方方に即し、毎年度、点検及び評価を行いながら、目標の実現に向けた業務や施策の継続的な改善を図ります。

点検・評価に当たっては施策の方向性ごとに定性的・定量的に評価し、本計画の進捗状況などを明らかにするとともに、より客観的な評価を行う観点から、「八代市環境パートナーシップ会議」の意見を聞くこととします。

また、その結果については、毎年度、環境報告書などにより公表します。

3. 関係機関及び各種計画との連携

地下水の保全、球磨川流域や八代海の保全・再生、地球温暖化対策など、広域的な取組が不可欠な分野については、国、県、近隣市町村などと連携しながら、対策を推進することとします。

また、今後、策定・制定又は見直す関連計画・条例などについては、本計画に示された基本的な考え方や方針を踏まえるなど、本計画との整合性を確保することとします。

4. 財政措置

本計画に掲げた施策を推進していくため、計画的な財政措置に努めます。